

幕別町消費者被害防止 ネットワークニュース

第92号



「サポート詐欺」に注意！ 偽の警告にだまされしないで

特殊詐欺の被害は、令和4年と比べて件数・金額ともに大きく増加しています。中でも「サポート詐欺」の被害が急増しています。

「サポート詐欺」とは、インターネットを閲覧中に、突然警告音が鳴り、「ウイルスに感染しました！」などと偽の警告画面を表示させ、その警告画面に表示された電話番号に電話をかけた利用者に、「遠隔操作ができるソフトウェア」をインストールするよう促し、有償のサポート契約を締結させる手口です。

支払いは、インターネット上で使えるプリペイド型の電子マネーをコンビニなどで購入させ、カードに記載されている番号や文字列を聞き出そうとします。

他にもクレジットカードの情報を入力するように誘導したり、インターネットバンキングの送金画面を遠隔で勝手に操作されたりすることもあります。

多くのケースでは、実際にパソコンがウイルスに感染することはなく、利用者の不安をあ

おつて金銭をだまし取るのが目的です。

サポート詐欺に限らず、特殊詐欺では、代金を支払ってしまつと、取り戻すことは非常に困難です。

被害者は、60歳以上が多く、インターネットの扱いに比較的慣れない世代が狙われています。

【対処方法】

・パソコンを終了するか、再起動する。

・警告画面に表示されている電話番号には絶対に電話をしない。

・クレジットカード番号などの個人情報を入力しない。

・警告画面で指示されるアプリやソフトウェアなどは、ダウンロードやインストールをしない。

・相手の指示に従ってプリペイド型の電子マネーを購入しない。

不審に感じたら速やかに消費生活センターに相談してください。

相談事例紹介 賃貸物件の退去時のトラブル

今月の相談

先日、数年間住んだ賃貸アパートを退去した際、管理会社から壁紙の全面張り替えが必要と言われ、高額な壁紙代を請求された。私が一部汚したことは認めるが、全面分の代金を請求されるのは納得できない。

賃貸物件の退去時に、借主の不注意や手入れ不足による傷や汚れを元に戻すことを「原状回復」といいますが、『国土交通省の「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」』によると、経年劣化や通常の使い方で生じたものまで借主が負担する必要はないとされています。

この相談では、ガイドラインに沿った再精算を求める書面を作成して管理会社に郵送するように相談者へ助言しました。その後、貸主と借主双方で負担の割合を話し合い、最終的に相談者は見直し後の減額された請求額に納得しました。

賃貸物件の退去時のトラブルを防止するためには次のことに注意しましょう。

- 契約時には契約内容をよく確認しましょう。特に、ペット飼育などの特約条項（特別な条件）はしっかり確認しましょう。
- 入居時には、部屋の状況をよく確認し、写真やメモを記録として残しましょう。
- 入居中はなるべくきれいに使い、修繕が必要な時には早めに貸主や管理会社に連絡しましょう。
- 退去時の精算内容に疑問や納得できない点があれば貸主に説明を求め、前述のガイドラインを参考によく話し合います。

トラブルが発生したら、消費生活センターに相談してください。



☎ 幕別町消費生活センター (☎055-5800)

地区	相談受付	場所
札内	月曜～金曜	札内コミュニティプラザ 消費生活センター
幕別	火曜・木曜	幕別町役場 1階相談室
忠類	第2・4水曜	忠類コミュニティセンター
午前9時～午後4時 (札内:第1・3・5水曜は午後7時まで)		

見守り 新鮮情報

SNSを見ていたところ、国内ブランドの下着の**広告**が表示された。公式通販サイトの広告と思い、リンク先になっていた**通販サイト**にアクセスして、ブラジャー2枚を5千円で**代引き配達**で注文した。後日、宅配業者に**代金を支払って**

荷物を受け取り、開封して商品を確認したら**偽物**だった。通販サイトの画面は残しておらず、販売業者の情報はメールアドレスしかわからない。**宅配業者**には「荷物を開封した後は受け取り拒否にはできない。**返金はできない**」と言われた。送り状の依頼主の欄には、発送代行業者と思われる事業者の連絡先が記載されており、**販売業者**の情報は**不明**である。(60歳代)



インターネット通販トラブル 代引き配達で偽物が!

ひとこと助言

怪しいと感じたら
取引は控えて!



見守るくん

- 「偽物」が届く通販サイトには、(1)大幅に値引きされている(2)日本語の字体、文章表現がおかしい(3)代引き配達しか選択できない(4)送り状の依頼人が販売業者の名称とは異なっている等の特徴がよく見られます。少しでも怪しいと感じたら取引は控えましょう。
- 代引き配達で宅配業者等に代金を支払って商品を受け取ってしまうと、後で商品が「偽物」だとわかっていても宅配業者からの返金は困難です。代金を支払う前に、送り状に記載されている「依頼人」の情報を確認し、注文した販売業者とは違う場合は、代金を支払わず、受け取りを拒否しましょう。
- 不安に思った場合や、トラブルが生じた場合は、すぐにお住まいの自治体の**消費生活センター**等へご相談ください(消費者ホットライン188)。